

平成29年度 社会福祉振興助成事業 募集要領(案)

本事業の公募は、本来平成29年度予算が成立した後に行うべきものですが、できるだけ早期に事業を実施するために、予算成立前に行うことといたしました。そのため、予算の成立状況によっては、内容に変更が生じることがある点に留意してください。

1. 助成の目的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者等が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援を行うことを目的とします。

2. 助成対象者

社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない次の法人又は団体(以下、「法人等」という。)

- ・ 社会福祉法人
- ・ 医療法人
- ・ 公益社団法人、公益財団法人
- ・ 特定非営利活動法人

- ・ 一般社団法人、一般財団法人(次の要件をすべて満たすこと)
 - 定款において残余財産を公益目的の法人に配分することを規定していること
 - 役員(理事)を2人以上置いていること
 - 定款等に監事の設置規定があり、監事を設置していること
 - 役員会など意思決定を行うための組織について、運営規約等に定めていること

- ・ その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人等(次の要件をすべて満たすこと)
 - 役員(理事)を2人以上置いていること
 - 定款等に監事の設置規定があり、監事を設置していること
 - 役員会など意思決定を行うための組織について、運営規約等に定めていること

ただし、上記の法人等であっても、次に該当する場合は除きます。

- ・ 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある法人等
- ・ 過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない法人等

3. 助成対象事業

(1) 助成の要件等

助成の対象となる事業は、要望団体が自ら主催するもので、他の団体（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、自治体、ボランティア団体等）と相互に連携して次のいずれかの事業を実施し、かつ別紙1に掲げる助成テーマに該当するものとします。

	地域連携活動支援事業	全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
事業の内容	地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業（同一都道府県内）	全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業
活動の範囲	同一の都道府県内で活動する事業であること。	二つ以上の都道府県で活動する等、支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる事業であること。
助成金額	50万円～700万円	50万円～900万円※

※ なお、次のいずれかに該当し、委員会が特に認める場合は、全国的・広域的ネットワーク支援事業において、2,000万円の範囲内で上記助成金額を超えることができます。

- ・ 災害支援等十分な資金の確保が必要な事業を行う場合
- ・ 4以上の都道府県を網羅し、大規模かつ広範囲に活動を行う事業の場合

(2) 事業計画等の策定について

助成期間終了後の事業の継続・発展、自立化を念頭に、これまでの活動実績や財務状況に応じた適正な規模の事業計画及び一定程度の自己資金を盛り込んだ資金計画を策定してください。

(3) 助成対象外事業について

次に該当する場合は、助成の対象となりません。

- ① 営利を目的とする事業
- ② 調査・研究を目的とする事業
- ③ 国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助・助成を受ける事業
- ④ 介護給付、自立支援給付など国又は地方公共団体の定める制度・要綱に基づき実施する事業

- ⑤ 国又は地方公共団体から委託を受けて行う事業
- ⑥ 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託（総事業費に占める外部委託の割合が50%以上）する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分（総事業費に占める交付資金の割合が50%以上）を占める事業

4. 助成対象経費及び助成金額の算定

(1) 助成対象経費

助成対象事業を実施するために真に必要な次の経費とします。

謝金、旅費（国内旅費及び外国旅費）、借料損料（会場借料含む）、家賃、備品購入費、消耗品費（燃料費、食材費及び会議費含む）、印刷製本費、通信運搬費、賃金、委託費、保険料、雑役務費、光熱水費

※助成対象経費の負担上限額、留意事項等については、別紙2をご覧ください。

(2) 助成金額の算定

助成金額は、助成対象事業を実施するための経費の合計額（総事業費）から同事業に係る寄付金その他の収入（寄付金、助成金に係る利息収入、参加費、利用料、事業を実施する際に生じるその他の収入）額を除いた額の範囲内になります。

※ただし、1,000円未満の端数は切り捨てになります。

(3) その他

助成金額は、事業内容等を勘案し、機構の予算の範囲内で定めます。

5. 助成対象となる事業の実施期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までとします。

※ただし、助成金を振り込むまでに必要となった経費は、立て替えていただくことになります。

6. 応募手続き等

(1) 次の手続きに沿ってご提出ください。

- ① 平成29年度社会福祉振興助成金要望書（添付資料）、要望額調書の作成
- ・ 助成金要望書（添付資料）、要望額調書及び関係書類の各様式は、機構のホームページ（<http://hp.wam.go.jp/>）からダウンロードし、平成29年度社会福祉振興助成金要望書（添付資料）、要望額調書を作成してください。

《主な記載事項》

- ・ 団体概況（活動実績、役職員の状況等）、事業計画、資金計画



②機構ホームページからエントリー

- ・平成29年度社会福祉振興助成金要望書フォーム (<http://hp.wam.go.jp/guide/jyosei/2017subsidy/tabid/2478/Default.aspx>)に必要事項を入力してください。
- ・正確に入力されているかを確認後、送信ボタンを押してエントリーしてください。
- ・エントリーした書式（平成29年度社会福祉振興助成金要望書フォーム）を印刷し、印鑑登録をした印（法人格のない団体の場合は代表者個人の印鑑登録をした印）を押印してください。



③郵送

次の書類一式を、福祉医療機構NPOリソースセンターへご郵送ください。

- ・①で作成した平成29年度社会福祉振興助成金申請書（添付資料）、要望額調書
- ・②でエントリーした書式（平成29年度社会福祉振興助成金要望書）（押印した原本）
- ・反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書
- ・添付書類
 - ・定款、寄付行為又は運営規約等
 - ・応募時における最新の予算書
 - ・応募時における最新の決算書（法人の場合は貸借対照表も必須）
 - ・法人登記簿（「登記事項証明書」）の写し（法人格のない団体は除きます。）

※いずれも応募の時点で理事会等の承認済みの書類のうち、最新のものとしてください。

※印鑑登録をした印（法人格のない団体の場合は代表者個人の印鑑登録をした印）で押印をしてください。

(2) 応募の受付は1団体1事業のみとします。

(3) 提出された助成金要望書等は、返却いたしませんので予めご了承ください。

(4) 控えとして、お手元に助成金要望書等のコピーを必ず保管してください。

7. 提出期限

平成29年1月27日（金）（郵送必着）

※締切り後の受付は一切いたしませんのでご注意ください。

8. 選定方法及びその結果

(1) 助成対象事業の選定は、機構が設置する外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会で、平成29年度助成事業に関する選定方針を策定のうえ審査し、同委員会の審議を経て決定します。

- (2) 選定結果については、平成29年4月上旬(予定)を目途に、機構のホームページ等で公開します。また、選定された法人等のその後の手続きについてはあらためてご案内します。
- (3) 選定結果に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので、予めご了承ください。

9. 助成にあたっての注意事項

- (1) 助成事業の会計は、他の会計と確実に区分する必要があります。そのため、助成金専用口座の開設、帳簿の作成(当機構指定のエクセル形式)により会計管理をしてください。また、助成対象経費にかかる証拠書類(帳簿類、領収書、振込書等)は助成事業完了後7年間の保管義務があります。
- (2) 助成対象事業の広報等で使用するちらし、ポスター、パンフレット、看板、垂れ幕などの制作物、ホームページ等その他の広報媒体、成果を取りまとめた報告書等の成果物には、『独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業』の助成表示を必ず明記していただきます。
- (3) 助成対象事業において研修会、講習会、シンポジウム、展覧会、スポーツ大会などを実施される場合には、助成対象事業の成果や改善点の確認のため、助成対象事業に参加された方々(利用者)へのアンケート調査を実施していただきます。
- (4) 助成事業終了後、4月末までに、機構所定様式による事業完了報告書、助成事業の経費にかかる領収書(写)、自己評価書の提出が必要になります。
- (5) 助成事業終了後、助成事業にかかる評価を行います。複数年にわたりヒアリングやアンケート調査を実施しますので対応いただくことが必須となります。

10. 留意事項

- (1) この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係する規程等が適用されます。なお、不正な手段により助成金の交付を受けた場合、又は他の用途へ使用した場合は、刑事罰が課せられることがあります。
- (2) 助成対象事業として採択された際には、機構が定めた助成金に関する規程等を遵守していただきます。規程等に反する行為があった場合、助成金の返還請求等を行うことがあります。また、助成の決定を取り消した場合、取り消した部分に加算金を加えた金額を返還していただくとともに、決定を取り消した翌年度以降5年間は、助成の要望を受け付けません。
- (3) 他の助成機関の助成等を受けて事業を実施することとなった場合は、採択後であっても機構の助成金を利用する資格を失います。
- (4) 助成対象事業については、機構の監査及び会計検査院の検査の対象になります。また、助成期間中に進捗確認調査等を行い、適切な事業実施のための助言・指導を行います。
- (5) ご提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」

に基づき、情報公開の対象となります。

(6) ご提出いただいた顧客情報及びお客さまの情報は、社会福祉振興助成事業業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- ・ 郵送等による機構が提供するサービスのご案内
- ・ 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究及び開発のため

また、機構業務の中でお客さまサービスの向上のために使用することがあります。

※顧客情報及び業務上知り得たお客さまの情報については、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。

11. 問合せ先及び送付先

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人 福祉医療機構 NPOリソースセンター NPO支援課
電話 03-3438-4756

(なお、つながりにくい場合は03-3438-9942におかけください。)

月曜～金曜 AM9:00～PM5:00 (祝祭日除く)

FAX 03-3438-0218

ホームページ <http://hp.wam.go.jp/>

※郵送の場合は、封筒表面に朱書きで「平成29年度助成事業応募書類在中」とご記載ください。

別紙 1 (助成テーマ)

＜安心につながる社会保障＞

- (1) 安心して暮らせるための地域共生社会の実現に資する事業
- (2) 求められる介護サービスを提供するための多様な人材の確保、生産性の向上に資する事業
- (3) 介護する家族の不安や悩みに答える相談機能の強化・支援体制の充実に資する事業
- (4) 介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備に資する事業
- (5) 介護と仕事を両立させるための働き方改革の推進に資する事業
- (6) 元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取り組み強化及び高齢者への多様な就労の機会の確保に資する事業
- (7) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍を支援する事業

＜夢をつむぐ子育て支援＞

- (8) 結婚、子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善に資する事業
- (9) 妊娠・出産・育児に関する各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援事業
- (10) 子育てを家族で支える三世代同居・近居しやすい環境づくりに資する事業
- (11) 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実・多様な人材の確保・生産性の向上に資する事業
- (12) 出産・子育ての現場である地域の実情に即した働き方改革の推進に資する事業
- (13) 希望する教育を受けることを阻む経済事情など様々な制約の克服に資する事業
- (14) 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化に資する事業

別紙2 助成対象経費と費用の考え方など

WAM助成事業にかかる支出は、①謝金、②旅費、③所費という3つの経費項目に分けられます。

<対象経費にかかる注意事項>

○平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に、助成を受ける団体が助成事業を実施するのに要した費用を対象とします。

【契約にあたって】

○取引業者の選定等について社会的に誤解を持たれることのないよう必ず価格比較を行ってください。

○助成事業の専用経費であることを明確に区分できないものは対象になりません。複数年で契約するものは助成期間のみ対象とします。

(面積按分等による計上は対象外です。契約書、請求書等で助成事業専用の費用であることが明確である場合のみ対象とします。)

○契約を締結するにあたり、契約の相手方が自団体の役員、特に代表者など代表権を有するものである場合は、利益相反行為となるため、その場合は特別代理人の選任(団体により手続きが異なる)など適正な手続きを行ってください。

【領収書について】

○助成対象経費は、原則、第三者が領収書等を発行するもので、代金の受取人や支払者等が証明できるもののみを対象とします。ただし、団体が発行せざるを得ない費用(謝金、旅費等)については、適正な手続きにより発行されたもののみを対象とします。

○謝金・旅費等は、原則、個人宛てとすることとし、1人が複数人を代表して領収することは、実態が見えず不適切であるため助成対象外となります。ただし、例外として対応する場合、その内訳が明確であることとします。

【その他】

○助成事業で直接支援する対象者に金銭及びそれに準ずるものを直接支払う費用は対象外とします。

○謝金・旅費等は、税法に基づき源泉徴収の対象となる場合が多いので注意してください(詳細は所轄の税務署に問い合わせてください)。源泉徴収を行った場合には、証拠書類として、当該税金の納付書の写しを領収書等と併せて、団体に保管してください。

※ その他ご不明な点は、事前に機構へ照会してください。

① 謝金

費目	経費の例	助成対象経費としてのルール	留意事項
謝金	委員会出席謝金 講演会の講師謝金 パネリスト謝金 実習指導者謝金 相談員謝金、事例発表謝金 ファシリテーター謝金 その他謝金(イベント等の手伝いへの謝金)	○相手にとって本業でない一定の役務を依頼したときの謝礼であり、原則、個人へ支給するものが対象 ○助成金負担上限額 1人1回(日)あたり15,700円 (ただし、実際に支払った金額が15,700円を超えない場合は、実際に支払った額が対象) ○団体の役職員については、無給の役員、雇用契約のない職員(スタッフ)、ボランティアに対する場合のみ対象	○社会通念上の一般的な価格とすること ○団体の役職員に対する謝金については、非営利団体の場合、役員報酬に制限がある場合があるので、団体規約に抵触しないよう留意すること ○個人を対象に支払う場合であっても委任する事項を業としている者(いわゆる個人事業者)には、謝金ではなく、委託費等で処理すること ○菓子折り(手土産等)、金券(地域通貨券含む)、物品などによる謝礼は対象外とする

② 旅費

費目	経費の例	助成対象経費としてのルール	留意事項
旅費	事務局旅費 ボランティア旅費 宿泊費	○最も経済的かつ合理的な経路により移動した場合の交通費(実費)が対象(電車のグリーン料金や航空機等の特別料金は対象外) ○海外渡航旅費については、海外からの講師等招聘旅費であり、機構が特に必要と認める場合のみ対象 ○タクシー代は、目的地まで公共交通機関がない場合や移動が困難な方のみ例外的に認める	○イベントなどで、個人あてに現金支給せず、団体がまとめて乗車券等を購入した場合には、乗車券等を販売店が発行した領収書で可とする ○バスや電車の短距離区間の移動など、券売機等で購入した場合、団体の旅費規程に基づき、当該旅費を受取人から受け取り、領収書(日時・区間・受取者の印・サイン等を含める)を作成し、保管すること ○航空機を利用する場合で、あらかじめ日程が決まっている場合は、早割り等、極力安価なものを購入すること

③ 所費

費目	経費の例	助成対象経費としてのルール	留意事項
賃金	アルバイト賃金(通勤交通費含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○賃金の計算は時給を基本とする ○団体役員に対する賃金、団体が正規雇用しており、給与を支給している職員、通常業務と区分ができないアルバイトに対する賃金は対象外 ○通勤にかかる交通費には旅費と同様のルールを適用する 	<ul style="list-style-type: none"> ○賃金雇用契約書(労働条件通知書)、出勤簿、賃金台帳、業務日誌、領収書等を整備すること ○労働基準法等を順守した雇用時間(一日8時間、週40時間)とすること ○通勤費(交通費)は就業地までの経済的かつ合理的な経路での交通費実費相当額とすること
家賃	助成事業専有家賃(サロンスペースの家賃、共益費等) 地代(月極駐車場代、助成事業専用の農地)	<ul style="list-style-type: none"> ○敷金又は礼金等の預かり金、団体事務所(登記上の住所)の家賃は対象外 	
光熱水費	電気代、ガス代、水道代	○助成事業専用建物の電気・ガス・水道代	
備品購入費	就労支援等を行う場合の電化製品、シェルターや居場所設置に必要な家具等	<ul style="list-style-type: none"> ○単価10万円以上のものを備品とし、10万円未満のものは消耗品とすること ○単価30万円以上の備品購入については、賃借が可能な場合は原則として賃借によることとし、購入した方が安価である場合のみ購入を認める(購入する場合は、備品の必要性及び賃借で対応できない理由を「備品購入理由書」に記入のうえ提出すること) ○定められた期間内に財産処分等(売却、譲渡、交換等)を行う場合は、あらかじめ機構の承認が必要。また、財産処分等により得た収入は、返還すること 	○1品の取得価格が30万円以上の備品等を購入した場合は、機構が指定するステッカーを張り、管理すること
消耗品費	消耗品費(コピー用紙、封筒、文房具、インク・トナー代) 燃料費(灯油等) 食材費 会議費	<ul style="list-style-type: none"> ○助成事業にかかる必要な雑費(団体に備品と消耗品の区分基準がない場合は、単価が10万円未満のものを消耗品とする) ○飲食店内での会食、アルコール代は対象外 	
借料損料	リース・レンタル料 コインパーキング代 レンタカー代やバス借り上げ料 会場借料	○自団体が所有している会場の借料は対象外	○会場借料には、原則として、外部の会場を借りて事業を行う場合の使用料(音響設備・機材等の使用料等を含む)とする
印刷製本費	コピー代 チラシ等の印刷費 報告書印刷費	○助成事業で作成する成果物には、機構の指定のとおり助成の成果である表示をいれること	
通信運搬費	郵便・宅配料 通信料 (助成事業専用として使用する電話、ファクシミリ、インターネット利用料)	○電話設置時の加入権は対象外	
委託費	調査・集計・分析、シンポジウム等をイベント会社に依頼する経費、システム開発費等	<ul style="list-style-type: none"> ○総事業費に対する外部委託の割合が50%以上の場合、助成事業の対象外とする ○企画・立案や全体管理等の主要部分を委託するものは対象外 	○業務委託契約書(契約金額内訳書を含む)の作成が必要
雑役務費	雑役務費(手話通訳、翻訳、要約筆記、託児料)手数料(振込手数料)	○収入印紙、印鑑証明書、行政機関との手続きに必要な経費は対象外	○雑役務費は専門機関などに依頼する料金で、一定の料金体系があることを目安とする(委託費で対応する場合を除く)
保険料	賠償責任保険料 傷害保険料 (ボランティア保険等)	○団体所有の動産・不動産にかかる保険料、生命保険料は対象外	○契約が複数年にわたる場合は、助成期間分の分割払いが可能な場合のみ対象とする

助成テーマ毎の事業例

～応募する際の参考にしてください～

<安心につながる社会保障>

(1) 安心して暮らせるための地域共生社会の実現に資する事業

キーワード：福祉のまちづくり、共生社会、多世代、生活困窮者、地域包括ケア、孤立防止、権利擁護、分野横断など

- 高齢者や障害者、児童など別々の福祉サービスを利用する方々に対し、デイサービス等の機能を持った居場所（サロン）を作り、その中で各々が自らできる役割を担いながらQOLの向上を目指す。
- 消費者被害や虐待、社会的弱者への無理解等、共生社会の実現に障壁となっている課題に対し、高齢者や障害者などが気軽に相談できる窓口を開設し、啓発活動や相談員に対する研修を行う。
- 生活困窮者への食料支援を通じて他団体と協力して見守り活動を行うとともに、必要な支援につなげながら、気軽に相談できる居場所などをつくることで、自立に向けた寄り添い支援を行う。
- 災害や過疎化によりコミュニティが希薄化し、地域で安心して暮らす土壌が崩壊している現状に対し、多様な主体と連携を築きながら、地域のコミュニティの再構築に取り組む。
- 社会で生きづらさを感じている方々に対し、ピアサポートや支援者による傾聴等を行うことにより、当事者同士のつながりの機会を創出し、自己肯定感を高める。

(2) 求められる介護サービスを提供するための多様な人材の確保、生産性の向上に資する事業

キーワード：福祉人材やボランティア等の確保・育成、福祉・介護従事者の資質の向上など

- 多様化する福祉課題に対して、総合的な相談や支援ができる福祉人材を育成するため、同じ地域にある障害福祉の現場職員を対象にした研修を行うとともに、支援者同士の連携を構築し、人材育成を行う。
- 地域の各種福祉施設が連携し、福祉・介護に従事する職員の研修を実施することにより、従事者の資質の向上を目指す。
- 各都道府県において構築される災害時の福祉支援ネットワークと連携し、災害時に適切に対応できるよう平時より研修・訓練を実施する。
- 福祉サービスの対象となっていない地域の多様な課題の解決に取り組む活動を支え、コーディネートできる人材の育成及び資質向上を目的に、全国的な研修を協力して実施する。
- 福祉施設職員、及び医療従事者等の専門職が各々の専門性を共有することにより、サービス提供者の生産性を向上させると同時に、地域におけるネットワーク構築を行う。

＜安心につながる社会保障＞

(3) 介護する家族の不安や悩みに答える相談機能の強化・支援体制の充実に資する事業

キーワード：認知症対策、若年性認知症、地域移行、難病等の介護家族の支援、見守り支援、見守り活動、介護による社会的孤立、市民後見など

- 認知症の方、介護家族・地域住民等を対象とした認知症コミュニティカフェとミニ講座、運営サポーター育成講座を開催し、認知症の方、介護家族を支援する。
- 認知症・若年性認知症への理解を高める講座開催や地域で受け止めるための住民参加型情報交換の場の提供、多世代が参加できる見守りや予防に関する支え合いの仕組みづくりをすることで、ネットワーク構築をする。
- 市民後見を促進し、老後も地域で安心して暮らせる体制を構築する。
- 障害者等が退院後に在宅をはじめとした地域で生活していくため、病院や行政等と連携し、地域における支援体制を構築する。
- 親世代と離れて暮らすために介護ができない現役世代に対し、福祉サービスの対象外となるIT機器等を活用したコミュニケーション支援を行う。

(4) 介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備に資する事業

キーワード：介護と仕事の両立支援、家族支援、環境整備、啓発・普及活動、介護休業からの復帰など

- 仕事との両立ができるよう、数時間の急な依頼にも訪問員の派遣を行い、介護を必要とする人の急な体調不良等にも迅速に柔軟に対応できるようなサービスを、地域の社会福祉施設や医療機関との連携を基に展開する。
- 介護休業・介護休暇等を取得し、継続的な就労を実現するため、全国の先進的な企業等が取り組む、介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境づくりの事例を集め、モデル事例を普及させていく。
- 介護休業・介護休暇を側面からサポートするために、地域毎に住民参加型サービスをコーディネートする。
- 介護休業・介護休暇の取得を促すために、企業や現役世代に対し、介護休業から復帰し働いている方による体験の共有、普及・啓発を行う。

(5) 介護と仕事を両立させるための働き方改革の推進に資する事業

キーワード：介護離職の防止、介護家族へのサービス提供、家族の負担軽減など

- 在宅就労の推進と介護離職の防止を目的に、在宅ワークやワークシェアリングの手法について検討し、その手法について先進事例を基に取りまとめ普及させる。
- 初めて家で介護を行う人、初めて介護を受ける人のため、介護基礎知識や心構えについての少人数集合研修や個別研修を開催し、介護が必要な方とその家族のスムーズな導入を支援する。
- 介護と仕事の両立をするにあたり不安や疑問点などを相談できる窓口の設置、また相談できる人材の養成をする。

＜安心につながる社会保障＞

(6)元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取り組み強化及び高齢者への多様な就労の機会の確保に資する事業

キーワード：介護予防、独居・高齢世帯等への支援、地域の見守り、高齢者等の多様な就労促進、生涯現役を目指した地域づくりなど

- 在宅独居老人や高齢者世帯に対し、介護保険の対象ではない日常生活のお手伝いを行う生活支援サービスを実施しながら、担い手として元気な高齢者の社会参加を促進する。
- スポーツセンター等で行うスローエアロビック等の活動や、栄養士を招いてサロンや食堂で行う栄養に関する講座など、各種健康増進事業や健康のための栄養管理に関して指導を行う。
- ボランティア団体による公民館等で行うイベント等の実施や、就労継続事業所で実施する新たな就労メニューの開発など、高齢者等のボランティア振興や、新たな高齢者の就労、福祉的就労メニューの開発などを行う。

(7)障害者、難病患者、がん患者等の活躍を支援する事業

キーワード：地域生活の実現、社会参加、医療的ケア、難病・慢性的な疾患、終末期医療等への支援、障害者・難病患者等の就労・社会参加など

- 急性期治療の在院日数短縮化などにより、高齢がん患者の早期在宅移行が進む中、多様な障害や症状を引き起こす高齢がん患者支援の知識を習得したピアサポーターと地域の医療・福祉分野の専門職の連携体制を構築し、よりよい在宅療養生活を支援する。
- 様々な障害や難病の当事者及びその家族が孤立に陥ることを防ぐため、講演等による周知広報活動、当事者同士が交流するSNSの運用、交流会、医師・研究者と当事者等が繋がる環境創りにより役立つ情報やサービス提供を実施する。
- 聴覚や視覚等の身体障害者、知的障害者等が映画鑑賞ができるよう、作品のバリアフリー化の推進、各地の自治体と連携し、上映会のモデル的な開催、字幕制作、副音声ガイド制作の技術者養成講座を実施する。
- 障害者や難病患者等のフルタイムの仕事が困難な人々に対し、農作業をはじめとした就労機会を提供、または福祉サービスに至るまでの補完的支援を提供する。
- アールブリュットや障害者スポーツ等に対し、障害者や難病患者等の社会参加に対するニーズの掘り起こし及び参加継続の意欲向上を促す事を目的とする、当事者と活動団体をつなぐ仕組みを構築する。

〈夢をつむぐ子育て支援〉

(8) 結婚、子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善に資する事業

キーワード：子ども・若者支援、ひきこもり支援、就労支援・就労定着支援など

- 定職に就くことができない、生きづらさを抱えるひきこもりや未就労の若者等を対象に、カフェ等において就労に向けた継続的な支援を行う。
- 様々な理由（精神的な理由、障害、ひきこもり、DV被害者、生活困窮等）により働くことが難しい人を対象にしたトレーニングや、企業とのマッチング支援、就職後の定着に向けた本人と企業へのアフターケアを行う。
- ユニバーサル就労の促進等を目指し、受け入れ企業の開拓を行うため、地域の中小企業を対象に受け入れ体制づくり等を学ぶ研修会を開催する。
- 保証人がいないこと等により住居確保や一般生活が難しい若者に対し、住居支援や生活支援を行う。
- ブラック企業等の雇用環境が劣悪な状況にある若者に対し、法的手続き等の相談や再就職先を紹介する。

(9) 妊娠・出産・育児に関する各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援事業

キーワード：子育て支援、子育て中の孤立防止、出産・育児負担の軽減、子育て広場、子育て世代包括支援など

- 若年・高齢・多胎児・年子出産、ひとり親等の育児負担を軽減する為、24時間対応一時預かり保育事業や、出産直後からの仲間をつくるためのコミュニティづくりを通し、安心して子育てができる環境を作る。
- 不安を抱える妊娠期の女性に対し、自治体や産婦人科、助産師等と連携して訪問支援を行い、出産に向けた準備や子育て支援制度の情報提供を行うことで不安を軽減し、あわせて出産後の相談へも自然につながるような仕組みづくりを行う。
- 子どもの行動を理解し、子育てに臨む自信を身につけるための保護者向け講座の開催と、支援者に向けそのような支援方法を研修することを目的に、支援者やペアレント・メンターとともに全国数か所で研修会を行い、保護者支援サービスを展開する。
- 被災した地域等において安心・安全な子育て環境を確保するため、イベントや保養事業をはじめとした、親と子どもが共に時間を共有する機会の創出。

〈夢をつむぐ子育て支援〉

(10) 子育てを家族で支える三世代同居・近居しやすい環境づくりに資する事業

キーワード：3世代同居、家族支援、Iターン・Uターン支援など

- 三世代同居等の実現に向けて、地元へのIターン・Uターンを可能とさせるために就労や住居等のマッチング、転居後のスムーズな生活移行のための相談支援・交流の場づくりを行う。
- 三世代同居（もしくは予定している）の方を対象として、公民館や空きスペース等で実施する少人数グループワークや、子育てや家事に関する困りごとなどの相談を受けることで、育児方法の世代間ギャップを埋めるための啓発活動を行う。
- 商店街において、おまつりや縁日等のイベント等のキャンペーンを開催しながら、商店同士の連携をコーディネートし、地域で買い物をしやすい環境づくり、三世代家族が生活しやすい地域づくりをする事業。

(11) 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実・多様な人材の確保・生産性の向上に資する事業

キーワード：保育系サービス、保育人材の確保、待機児童対策など

- 認可保育園等に預けることのできない共働き等の親に対して、病児・病後・一時・トワイライト等の保育サービス、多様な形態の放課後預かりサービスの実施、空き店舗等を活用した子育てスペースを活用する。
- 出産後、保育に関して不安を感じる家庭に対し、保育所や保育サービスを紹介、様々な相談を受ける人材を育成するための研修、人材派遣等を行う。
- 育児や配偶者の転勤等により、一度離職した保育士の復職を支援する、再チャレンジのための研修の開催、また保育士や保育士を目指す学生、事業者などを対象にSNSでの仲間づくりや情報提供を行う。

(12) 出産・子育ての現場である地域の実情に即した働き方改革の推進に資する事業

キーワード：子育てと仕事の両立支援、家族支援、環境整備、普及・啓発活動など

- 地域で保護者同士の交流の場を設け、先輩ママによるピアカウンセリングや、地域の子育て支援制度等のきめ細やかな情報を携帯電話等へ発信するなどにより、子育てと仕事の両立に臨めるようサポートする。
- 高齢者と子育て世代が、サロン等で交流をしながら、育児を経験した高齢者による家事や育児に関する相談やカウンセリングなどを受けて、里帰り出産が難しく、身近に頼り手がない母親の育児不安、産後鬱などを予防する。
- 子育てと仕事の両立が難しい核家族を対象に、子育てを経験した地域の女性の協力を得ながら、家庭支援を目的としたホームヘルプサービス等の派遣を行う。
- 男性の育児、家事参加を促進することを企業、地域において普及・啓発する。
- 共働き世帯やひとり親世帯における子どもとの時間を確保することを目的に、働き方に関する先進的な事例を検討し、地域、企業等に周知する。

〈夢をつむぐ子育て支援〉

(13) 希望する教育を受けることを阻む経済事情など様々な制約の克服に資する事業

キーワード：子どもの貧困、社会的養護、学習支援、ひとり親支援など

- 貧困、虐待、精神疾患、社会からの孤立など、保護者・家族の抱える問題により、養育・教育環境が保障されていない子どもたちに対し、ボランティア等の参加により学習支援や生活体験を行う。
- 児童養護施設等を退所する子どもの自立に向けての生活支援や学習支援、安定した生活を送るための就労前サポートを行う。
- ひとり親や共働きの外国人家庭において多くの幼児が未就園のまま過ごし、適切な養育を受けていない現状に対して、外国人幼児を対象とした保育環境の整備と福祉的な支援が必要な外国人子育て家庭への支援を行う。

(14) 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化に資する事業

キーワード：児童虐待予防・防止、社会的養護の推進、医療的ケア、自立生活支援など

- 医療と福祉の狭間にあり、表面化しにくい小児がんの子どもと家族の困難やニーズを把握し、課題の解決につなげる相談室や、人材の派遣など包括的な支援を行う生活相談センターをたちあげる。
- 児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した子どもたちが自立・自活して生きていけるよう、気軽に立ち寄れる居場所を設置して、相談支援やアフターケアを行い、地域で見守り続ける仕組みを作る。
- 医療的ケアが必要な重度の障害児をもつ家庭に対し、既存の制度では対応が難しい教育機関、療育機関、保育所などへの送迎や、学校や修学旅行、校外学習等へ同行して自宅外での見守り支援を行う看護師や介護職の派遣を実施、子どもの自立と家族の生活の質の向上を目指す。
- 子どものいる家庭におけるDVを防止するため、DV防止に関する相談・講習等を行う団体と教育機関とをつなげる機会の創出。
- 母子家庭、父子家庭等、夜遅くまで働く世帯の子どもたちに対し、食事をとる場所を提供し、子どもの発達を助けるとともに子どもと親の関係を良好にする。
- 若年層のDVを防止するため中高生の段階より、普及・啓発を行う。
- 小児科医や保健師、児童相談所等の専門機関や専門職の協力を得ながら、地域における虐待の早期発見や対応の仕組みを構築する。